

千葉県私立高等学校生徒奨学金返還金に係る収納業務委託 仕様書

1 目的

本仕様書は一般社団法人千葉県私立中学高等学校協会（以下「当協会」という）が実施する千葉県私立高等学校生徒奨学金返還金に係る収納業務委託に関し必要な要項を定める。

2 業務の概要

(1) 名称

千葉県私立高等学校生徒奨学金返還金に係る収納業務委託

(2) 業務内容

千葉県私立高等学校生徒奨学金の借受人のうち、返還金について原則として1年間以上にわたり滞納している者から返還金を回収する。

(3) 委託期間

契約日から令和3年2月28日まで

3 対象債権の範囲

原則として令和2年3月31日現在において納期限が到来している債権のうち、1年間（平成31年4月1日以降）納付実績がなく、徴収困難な者に係る債権（対象債権については別途指定）。（約100件 約30,000,000円）

4 委託業務

(1) 返還金回収業務

ア 借受人、連帯保証人及び保証人（以下「債務者」という）に対し、電話及び文書による催告

イ 必要に応じて債務者宅等を訪問

ウ 債務者から返還金を回収

(2) 債務者に関する調査業務

ア 連絡先不明の債務者の住所等についての把握

イ 必要に応じて債務者宅等を訪問して債務者の状況を把握

(3) 収納金の納付業務

ア 受託者は、債務者から返還金を収納したときは、当該債務者に対し、領収証書を交付する。

イ 受託者が返還金の収納にあたって使用する領収印の寸法及び印影については、あらかじめ委託者に届け出なければならない。

ウ 受託者は、毎月の収納状況（債務者が直接委託者へ納入した返還金を除く）について、翌月10日までに収納状況報告書（別記様式1）を委託者に提出しなければならない。

エ 受託者は、毎月収納した金額（債務者が振込等により直接委託者の口座へ納入した返還金を除く）を翌月10日までに委託者の指定した口座へ納付しなければならない。

オ 天災事変その他これに準ずるやむを得ない事由により、委託者が指定する日までに受託者が収納した金額を納入できない場合は、両者協議のうえ納入期日を決定する。

カ 委託者が指定する日までに受託者が収納した現金を納入しないときは、受託者は、その延滞日数に応じて政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率を乗じて計算した遅延利息を、委託者が別に発行する請求書により支払わなければならない。

キ 債務者が振込等により返還金を直接委託者の口座に納入した場合、委託者は1か月毎にこれを取りまとめて、翌月の10日までに受託者に文書で通知するものとする。

（4）収納金の保管

ア 受託者は、本業務専用の決済用預金口座を金融機関で開設し、収納金を保管するものとする。なお、口座名義は、第一種・第二種それぞれの「千葉県私立高等学校生徒奨学金」の収納口座であることが分かるように設定する。また受託者が発行する納入用紙の受取用口座も第一種・第二種それぞれの当該口座とする。

イ 受託者は、収納した現金を委託者へ納付するまでの間、前記アの口座でそれぞれ保管しなければならない。

（5）定期報告

受託者は、毎月の返還金回収業務における定期報告として、次に掲げる事項について、翌月10日までに委託者に電子データで報告する。

ア 返還金の収納状況（奨学生番号、氏名、返還期、返還額、返還日）

イ 債務者に対する督促等の状況（奨学生番号、氏名、日時、折衝方法、内容）

ウ 新たに判明した債務者の連絡先（住所、電話番号）

5 対象債権情報の提供

（1）委託者は、受託者が当該業務を遂行する際に必要となる債務者に関する情報として債務者の氏名、住所、電話番号、奨学生番号、滞納額等の個人情報を提供するものとする。

（2）受託者は、調査等の結果、破産及び免責となった債務者や、疾病及び災害等により支払が困難である債務者等、委託者が自ら対応することが適当と思われる場合は、委託者に文書で報告するものとする。

（3）委託者は、委託した債権のうち、委託者が自ら対応すべきものと判断したものについて、文書で受託者に通知するものとする。

6 処理費用負担の禁止

受託者は、理由のいかんを問わず、委託業務の処理に関し、その費用を債務者に負担させてはならない。ただし、口座振込手数料は、この限りでない。

7 成功報酬

(1) 成功報酬の対象となる収納金

受託者が対象債権に係る情報を受理した日以降、契約満了日までに収納された対象債権に係る全ての収納金について、成功報酬の対象とする。

ただし、上記5（3）の通知により委託対象債権でなくなった場合については、通知文書に示す指定日までに収納された収納金とする。

(2) 成功報酬額

上記（1）の成功報酬の対象となる収納金に企画提案書に記載された成功報酬率を乗じた額とする（消費税別途）。なお、1円未満の端数は切り捨てる。

(3) 委託料の支払時期

委託料の支払時期は、両者協議のうえ決定する。

(4) 委託期間満了後における収納金の取扱い等

委託期間満了後、受託者が返還金を収納した場合は、当該金額を委託者へ引き渡すものとする。この場合、委託者は、受託者に対し委託手数料等一切の支払いを行わないものとする。

8 法令等の遵守

(1) 個人情報関係法規の遵守

受託者は、委託者から提供された債務者の個人情報及び業務上知り得た個人情報については、「個人情報の保護に関する法律」及び当協会の事務局である千葉県私学教育振興財団の「千葉県私学教育振興財団個人情報保護規程」に基づき、適正に管理しなければならない。

(2) 債権管理回収関係法令の遵守

受託者は該当業務を遂行するにあたって「債権管理回収業に関する特別措置法」に定められた業務に関する規制及び「貸金業法」に定められた取立て行為の規制を遵守することとし、債務者を威圧し私生活若しくは業務の平穩を害するような言動をしてはならない。

(3) 奨学金制度についての十分な理解

受託者は、千葉県私立中学高等学校協会の奨学金制度について、十分に理解した上で業務を遂行する。

9 業務改善指示

委託者は、上記4（5）に定められた定期報告に基づいて、受託者から提出された報告内容を精査し、債権回収業務の進捗状況が不十分と判断した場合には、受託者に対し、業務改善指示を行うことができるものとする。

10 身分証票の交付等

(1) 委託者は、受託者の申請により身分を証する証票として身分証票（別記様式2）を交付する。

(2) 身分証票の呈示

受託者は債務者宅等を訪問しようとするときは、常に身分証票を携帯し、債務者と面接するときは、身分証票を呈示しなければならない。

(3) 身分証票の返還

受託者は、委託契約の解除及び満了となった場合は、速やかに身分証票を委託者に返還しなければならない。

(4) 身分証票の亡失

受託者は、身分証票を亡失したときは、速やかに委託者に届け出なければならない。

1 1 契約に関する事項

(1) 契約の締結

委託者と受託候補者との間の協議が整った場合に契約を締結する。

(2) 契約書の作成部数

契約書は2通作成し、委託者と受託者の双方が各1通を保有するものとする。

(3) その他

契約内容について疑義が生じた場合は、委託者と受託者が協議してこれを定めるものとする。

収納状況報告書

年度 _____ 年 月分 _____
収納金を下記の通り報告いたします。
収納件数 _____ 件
収納金額 _____ 円
年 月 日 一般社団法人 千葉県私立中学高等学校協会 会長 佐久間 勝彦 様
収納事務受託者 _____ (印)

備考

- 1 この様式は、表紙に使用する。
- 2 2頁以上にわたる場合は報告書の右肩に頁番号を付し、最終ページに合計金額を記入すること。

(頁 / 頁中)

No.	奨学生氏名	奨学生番号	返還期	返還額 (円)	返還日 (収納日)
合 計				円	

身 分 証 票

(表 面)

	契	第 号
写 真	身分証票	
	(所 属)	
	住 所	
	氏 名	
	生年月日	
上記の者は、千葉県私立高等学校生徒奨学金に係る 収納業務の委託を受けた者であることを証明する。		
年 月 日		
一般社団法人 千葉県私立中学高等学校協会 会長 佐久間 勝彦		
		印

- 備考 1 この用紙の規格は、B 8 縦長厚質の白紙とする。
- 2 写真は、上半身とし、縦 2.0 センチメートル
横 1.5 センチメートルとする。
- 3 受託者が法人のときは、所属の名称を記載する。

(裏 面)

- | |
|--|
| 1 この証明書は、債務者宅等を訪問しようとするときは常に携帯し、債務者と面談するときは、これを呈示しなければならない。 |
| 2 この証明書は、委託契約の解除及び満了となった場合は、速やかに千葉県私立中学高等学校協会会長に返還しなければならない。 |
| 3 この証明書を亡失したときは、速やかに千葉県私立中学高等学校協会会長に届け出なければならない。 |